

表1 生活廃水処理施設の経済比較のための基本諸元（汚水処理施設の効率的な整備の推進について平成12年10月11日衛環第82号等）より作成

| 事項 | 内容 | 合併処理浄化槽（厚生省） | 公共下水道（建設省） | 農業集落排水施設（農林水産省） |
|----------------|--|--|---|--|
| 建設費 （注1） | 地方単独費を含む全体事業費を計上 ただし、汚泥処理処分施設のうち、汚泥濃縮設備以外の費用は除く | 【BOD除去型合併処理浄化槽】 （注2） 5人槽：88.8万円/基 7人槽：102.6万円/基 本体費用（55%） 付属機器設備類費用（5%） 設備工事費用（40%） | 【処理場】 $C_T = 103.5 * Q^{0.890}$ C_T ：処理場建設費（万円） Q ：日最大汚水量（ m^3 /日） 管理棟、沈砂池ポンプ、反応槽、最終沈殿池、塩素混和池、汚泥濃縮設備等 【管渠】 $C_p = 7.54 * L - 7,160$ C_p ：管渠建設費（万円） L ：管渠延長（m） | 【処理場】 $Y = 1,118.6 * X^{0.414} + 0.874 * X + 1,102.7$ Y ：建設費（万円） X ：計画人口（人） ばっ気槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽、上屋、流量調整槽等 【管路施設】 $Y = 6.2 * L$ Y ：建設費（万円）， L ：延長（m） 積算構成：自然流下方式 |
| 維持管理費 | 水処理に係る全体維持管理費を計上 | 【BOD除去型合併処理浄化槽】 5人槽：6.5万円/（基・年） 7人槽：8.1万円/（基・年） 保守点検費用（薬品代を含む） 清掃費用（汚泥濃縮を行う場合も含む） 法定検査費用 電気代 | 【処理場】 $M_{ST} = 7.59 * Q_1^{0.782}$ M_{ST} ：処理場維持管理費（万円/年） Q_1 ：日平均汚水量（ m^3 /日） 運転費（人件費を含む）、薬品代、電気代等 【管渠】 80円/（m・年） （内訳）清掃費18円/（m・年）調査費18円/（m・年） 補修費47円/（m・年） | 【処理場】 $Y = 1.97 * X^{0.845}$ Y ：維持管理費（万円/年） X ：計画人口（人） 保守点検費、薬品代、水質検査費、電気代等 汚泥引抜・処分に係る費用を含む 【管路施設】 24円/（m・年） |
| 経済比較の際に参考となる年数 | 各種法令等に基づくもの 施設の使用実績 | 7年（注3） （国庫補助事業実施要綱） 躯体：30年～（注4） 機器設備類：7～15年程度 | 処理場23年、管渠50年 （地方公営企業法） （注5） 終末処理場土木建築物：50～70年 終末処理場機械電気設備：15～35年 管渠50～120年 | 処理場23年、管路施設50年 （大蔵省令等） 建設省に準拠 処理場土木建築物：50～70年 処理場機械電気設備：15～35年 管路施設：50～120年 |

（注1）放流管等については、必要に応じて別途計上する。

（注2）豪雪地帯での設置工事費や、高度処理型の設置における増加費用分の計上も可能。

（注3）平成11年3月31日付衛浄15号浄化槽対策室長通知「合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて」記1より、下水道事業計画区域内においても下水道整備が7年以上見込まれない地域に国庫補助が可能としている。

（注4）昭和40年代に設置された1府5県約5,700基単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の平成10年度末での使用実績を厚生省で調査した結果による。

（注5）政令指定都市、下水道供用開始後30年以上経過している市町村126箇所の下水道施設の平成11年度末での使用実績を建設省で調査した結果による。